

掲載内容

第1章 災害時の対応

- 第1 業務時間中**
- [1] 使用者の安全配慮義務と自然災害との関係
 - [2] 自然災害に関して求められる安全配慮義務の内容
 - [3] 自然災害時の安全配慮義務における予見可能性
 - [4] 帰宅・待機指示と安全配慮義務の関係
 - [5] 出張時に当該出張先地域に大規模災害が起きたとき
 - [6] 自然災害時に使用者に求められる情報収集義務
 - [7] 大規模な地震が発生し、労働者から家族が心配なので帰りたいと言われたとき
 - [8] 自然災害時に労働者が独断で現場から避難したとき
 - [9] 帰宅困難者の避難要請を受け入れて対応している事業所の労働者が、帰宅困難者に対する支援活動について対応したくないと申出たとき

第2 会社待機時

- [10] 台風の影響で工場が停電した時に備え、労働者を会社に待機させたいとき
- [11] 就業時間外に労働者に業務をさせたいとき。また、被災直後の復旧作業を労働者にさせたいとき
- [12] 会社待機に際し、ホテルに宿泊していた労働者から宿泊代を請求されたとき
- [13] 会社に労働者が待機中、強い余震が発生したために什器が転倒して労働者が負傷したとき
- [14] 会社に労働者が待機中、家族に連絡をするために労働者が会社の電話やPCを使用しようとしているとき

第3 自宅待機時

- [15] 「台風が接近していて出社できないため在宅勤務をしたい」と申出があったが、社内制度として設けていないとき
- [16] 計画連休の実施日に、年次有給休暇の計画的付与を割り当てたいとき
- [17] 災害時の緊急事態に備えて労働者に対して休日に自宅待機を命じたいとき
- [18] 自宅待機を命じていたにもかかわらず労働者が就業時間中に外出をしていたとき

第4 通勤時

- [19] 通勤中に災害が発生し、救助活動をしていた労働者が負傷したとき
- [20] 自然災害により、労働者が通常の通勤経路を利用できないとき
- [21] 通常の通勤経路と異なる経路を取った場合に、労働者が負傷したとき

第2章 災害後の取扱い

第1 労働時間・休暇・休業

- [22] 被災して出退勤時刻のデータが消失し、実労働時間が分からなくなったりとき
- [23] 台風の影響で欠勤者が多くなり、出勤することができた労働者の業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えてしまうとき
- [24] 計画停電などにより、休日の設定を部署ごとに別々にするなど調整したいとき

第2 労働者の保護・安全衛生等

- [25] 被災した労働者にメンタルの不調が生じたとき
- [26] うつ病で休職していた労働者が試し出勤中に被災して新たにPTSDを発症したとき
- [27] 労働者が行方不明となったとき
- [28] 被災地営業所へ応援出張や出向を命じるとき

第3 賃金・賞与・退職金

- [30] 労働者を在宅勤務にしたので給与を減額しようとすると
- [31] 労働者の給料の支払に困窮しているとき（支払を遅らせたいとき）
- [32] 被災を理由に労働者から賞与の非常時支払を求められたとき
- [33] 被災の影響で業績が悪化し、賞与（一時金）の支払や定期昇給の抑制・削減を行おうとするとき
- [34] 業績が悪化したため、退職金を分割して支払いたいとき
- [35] 義援金の天引きをしたいとき

第4 採用活動

- [36] 会社が被災し採用内定していた者の受入れが難しくなったとき
- [37] 会社が被災し、採用が内定している地域限定社員の被災地の事業所での業務が難しいとき
- [38] 被災の影響で業績が悪化したため、採用時に労働条件を募集内容から変更したいとき

第5 解雇・雇止め等

- [39] 被災の影響で事業を縮小することになったとき
- [40] 被災して連絡が取れなくなった労働者を解雇したいとき

- [41] 被災の影響で契約社員や派遣社員の仕事がなくなったとき

第3章 感染症に関する特有の事例

第1 感染症予防措置

- [42] 感染症予防措置として実施すべきこと
- [43] 感染を心配して接客業務をしたくないと言う労働者がいたとき
- [44] 就業規則に盛り込むべき感染症予防措置
- [45] 感染症予防措置として事業場内で「マスクを着用すること」を義務付けたいとき
- [46] 感染症予防措置のため、労働者用に手指消毒液やマスクを用意したが労働者が利用しないとき
- [47] 感染症発災後に労働者に国内外への出張を命じるとき
- [48] 感染症予防措置として労働者本人及びその家族の健康状態について報告を求めるとき

第2 感染症発症後の対応

- [49] 労働者が感染症を発症したときの他の労働者への説明内容
- [50] 労働者が感染症を発症したときの社屋管理者への報告の必要性
- [51] 労働者が感染症を発症した場合に对外的な公表の必要性
- [52] 労働者が自ら又は同居の家族が感染症を発症したにもかかわらず、出社したいと申し出たとき
- [53] 無症状病原体保有者が通常業務（会社に出社）をしたいと申し出たとき
- [54] 労働者が感染症を発症した場合に給与を支払うとき
- [55] 労働者の同居する家族が感染症を発症したことを理由に、労働者に対し自宅待機を命じた場合に給与を支払うとき
- [56] 労働者が自ら又は家族が感染症を発症したにもかかわらず、報告せずに会社に出社し集団感染を惹起させたとき
- [57] 感染拡大期間中に労働者が夜の繁華街へ出掛け、感染症に罹患してしまったとき
- [58] 会社が在宅勤務を要請したところ、「家族から感染してしまった」又は「家族に感染させてしまった」と労働者から言われたとき

索引

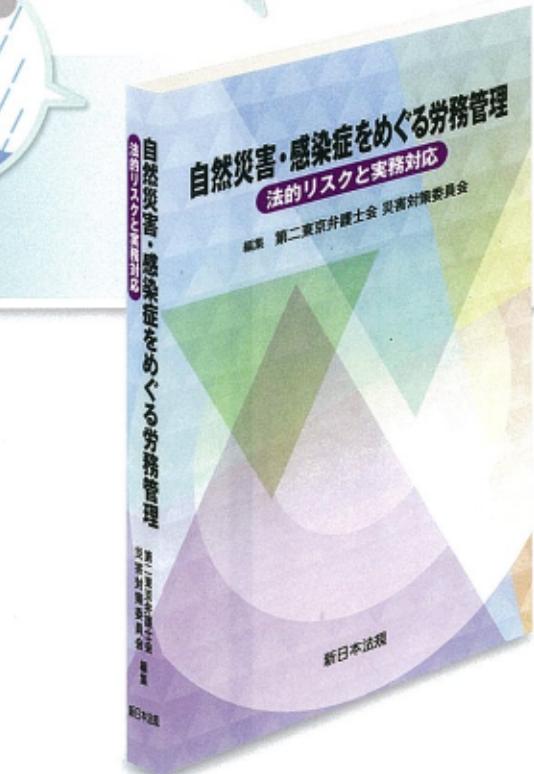
○事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

自然災害・感染症をめぐる 労務管理

—法的リスクと実務対応—

編集 第二東京弁護士会 災害対策委員会



非常時の 事業継続の鍵となる 従業員マネジメント！

◆災害発生時の労務管理について、法令・裁判例を踏まえた対応方法や留意点を解説しています。

◆災害に備えて日頃から行っておくべき対策にも言及しています。

◆弁護士会の災害対策委員が、近時の自然災害やCOVID-19への対応で得た教訓を盛り込んで執筆しています。

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信！

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
〈電子版〉
定価 4,180円(本体 3,800円)

新日本法規出版株式会社

本社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 T060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 T981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 T540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 T730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 T760-8536 高松市幕町3丁目14番11号
福岡支社 T810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.10)51001931

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本

[A5判縮小]

[7] 大規模な地震が発生し、労働者から家族が心配なので帰りたいと言われたとき

大規模な地震が発生し、労働者から、家族が心配なので帰りたいと言われたときは、帰宅させるべきでしょうか。

◆ アドバイス ◆

自然災害発生後に労働者を帰宅させるかどうかは、被災状況、労働者の二次災害等の危険性等を考慮し、慎重に検討すべきです。

使用者に対し、労働者の一斉帰宅抑制措置を求めている自治体もあります。

解説

1 自然災害時における一斉帰宅抑制等の措置

(1) 東日本大震災のとき、首都圏では、公共交通機関の途絶や道路の通行不能が生じ、約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生しました。多数の帰宅困難者の発生は、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動の支障、帰宅困難者の帰宅中の二次被害等の危険を招きました。

このときの経験から、都市部における帰宅困難者等対策が急務とな

進めることが重要であること等の観点から、平成23年9月、内閣府（防災担当）及び東京都は、関係機関の協力を得て、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置しました。平成24年3月には、東京都は、帰宅困難者対策を総合的に推進するため、「東京都帰宅困難者対策条例」を制定、平成25年4月から施行しています。後述のとおり、同条例では、使用者に対し、労働者の一斉帰宅の抑制に努めることが求められています。なお、大阪府（注1）、横浜市（注2）、神戸市（注3）、札幌市（注4）等の各自治体においても、一斉帰宅抑制に関する基本方針やガイドライン等が定められています。

また、平成27年3月に内閣府（防災担当）から「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」が公表され、一斉帰宅の抑制の基本原則が同様にうたわれており、政府から国民等に対し、大規模地震発生時には「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則の徹底が求められているといえます。

◆ 災害への備え ◆

○自治体における一斉帰宅抑制措置の確認

事業所等が所在する自治体において、一斉帰宅抑制に関するガイドライン等が定められていないか、定められている場合にはその内容を確認し、ガイドライン等が定められていないときでも準備を整え、労働者ができるだけ安全・安心に一斉帰宅抑制（施設内待機）に応じられるようにしましょう。

具体的には、例えば以下のような措置（準備）等が考えられます。

- ① 施設内待機の計画策定と労働者等への周知
- ② 施設内待機のための備蓄
- ③ 労働者等と家族との安否確認手段の確保（労働者等とその家族において、携帯電話災害用伝言版や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用する家族間で周知しておいてもらう）

○帰宅する労働者との間の確認

使用者からの一斉帰宅抑制の要望にもかかわらず帰宅する労働者との間で、次の書式のように、帰宅途中に労働者が被った被害に関する責任について確認しておくのが望ましいでしょう。

[16] 計画運休の実施日に、年次有給休暇の計画的付与を割り当てたいとき

台風の接近に伴い、鉄道会社から計画運休が予告されました。翌日は電車が動かず出社できない労働者が多数いるため、別に指定していた年次有給休暇の計画的付与を変更し、全労働者に割り当てようと考えています。

法律的に問題があるでしょうか。

◆ アドバイス ◆

一斉付与方式により年次有給休暇の計画的付与の指定日を定めている場合は、労使協定を変更することで指定日を変更することができます。ただし、計画運休が発表されてからだと、労使協議を行う時間がないことや、従業員代表から同意を得られないことも考えられるので、あらかじめ労使協定で、既に設定された計画的付与の指定日を変更することができる旨を定めておくなどの備えがあるとよいでしょう。

[43] 感染を心配して接客業務をしたくないと言う労働者がいるとき

咳やくしゃみ、会話などによる飛沫で感染する感染症が流行しています。当社はスーパー・マーケットを営んでいますが、店頭スタッフとして採用した労働者が、顧客からの感染を心配して店頭に出たくないと言っています。店頭業務から外さなければならないのでしょうか。

◆ アドバイス ◆

一般論としては、雇用契約上の指揮命令権に基づき、店頭業務への従事を命じることができますが、貴社が労働者に対する安全配慮義務を履行していることが前提となります。安全配慮義務の具体的な内容は個別の事案ごとに異なりますので、一律に示すことは困難ですが、政府・自治体や業界団体等の指針があるときにはそれが参考となります。もっとも、現に不安を感じている労働者に積極的に業務に従事してもらうためには、安全配慮義務の履行そのもののみならず、労働者の不安を取り除き、その理解と協力を求める協議等のプロセスを踏むことが重要です。

解説

1 指揮命令権と安全配慮義務

雇用契約上、使用者は労働者に対し、雇用契約で定めた業務に従事するよう、指揮命令する権利を持ちます。したがって、貴社は、この

[57] 感染拡大期間中に労働者が夜の繁華街へ出掛け、感染症に罹患してしまったとき

危険な感染症の感染拡大に伴い当社でも予防に力を入れていますが、労働者の一人が退社後に夜の繁華街へ出向き、感染していました。このような行為を見過ごせば、社内のモラルを維持することができません。懲戒処分等の対応は可能でしょうか。

◆ アドバイス ◆

就業時間外の行為は労働者の私生活に当たり、使用者は干渉できないのが原則です。しかしながら、夜の繁華街へ行くことで感染症に罹患する危険が高く、企業秩序が乱される場合は、